

山梨県地域優良分譲住宅利子補給金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域優良分譲住宅利子補給金(以下「利子補給金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、「住宅マスタープランに基づく住宅建設等に対する住宅金融公庫等融資の優遇措置について」(平成13年3月30日付け国住備第145号住宅局長通達)に基づいて、山梨県住宅供給公社が供給する特定の分譲住宅(以下「地域優良分譲住宅」という。)の購入者に対し利子補給金を交付することにより、人口の定着と住民の生活安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 公庫資金交付日

地域優良分譲住宅の購入者と、住宅金融公庫から当該住宅の購入資金に係る借入金の交付を受けた日をいう。

(2) 毎月払い借入金

地域優良分譲住宅の購入者が、住宅金融公庫との間で締結された金銭消費貸借抵当権設定契約(以下「貸借契約」という。)に定められた毎月払いの償還に係る借入金をいう。

(3) ボーナス払い借入金

貸借契約に定められた6ヶ月払いの増額償還に係る借入金をいう。

(4) 償還日

貸借契約に定められた償還日をいう。

(5) 増額償還日

償還日のうち貸借契約に定められた増額償還月に属する償還日をいう。

(6) 金融機関

山梨県住宅供給公社が指定する金融機関をいう。

(7) タイプ

中堅勤労者の持家取得と地域の定住を推進し、産業の定着と居住水準の向上に寄与するものをいう。

(8) タイプ

地方拠点都市地域、テクノポリス地域等に供給され、人口の定着をもって地域の産業の定着に寄与するものをいう。

(交付対象者)

第 4 条 利子補給金の交付を受けることができる者は、山梨県地域優良分譲住宅供給計画に基づき、地域優良分譲住宅の購入者として選定された者とする。

(利子補給期間)

第 5 条 利子補給の期間は、毎月払い借入金又はボーナス払い借入金の区分に応じ、公庫資金交付日以降の第 1 回目の償還日の翌日又は第 1 回目の増額償還日の翌日から起算して 5 年間とする。

(利子補給金の額)

第 6 条 利子補給金は、地域優良分譲住宅に係る住宅金融公庫の融資残額に対し、タイプについては年 1 %、タイプ については年 2 % の率を乗じて得た額に相当する額とし、貸借契約に定められた償還回数及びゆとり償還の希望の有無等の区分に応じ、毎月払い借入金の額及びボーナス払い借入金の額をそれぞれ 10 万円で除した数値に、別表 1 に掲げる数値を乗じて得た額を合計した額 (1 円未満切り捨てとする。) 以内の額とする。

(利子補給金の交付の方法等)

第 7 条 利子補給金は、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 (以下「上期」という。) 及び 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間 (以下「下期」という。) ごとに交付するものとする。

2 1 回の交付金額は、前条の規定により算出した額を毎月払いの場合にあっては 60、ボーナス払いの場合にあっては 10 でそれぞれ除して得た額に上・下期ごとに償還した回数乗じて得た額 (1 円未満切り捨てとする。) とする。

3 住宅金融公庫に対する割賦償還金の償還延滞があった場合においては、償還がなされるまでの間利子補給の交付を停止するものとし、償還があった日直後の利子補給金交付日に一括して交付するものとする。

4 住宅金融公庫に対し繰上償還を行った後の利子補給金の額は、繰上償還を行った日以後に交付することとしていた利子補給金の額から繰上償還額を減じた額とし、当該額が零又は負の数値となる場合においては、利子補給金を打ち切るものとする。

(利子補給の申込等)

第 8 条 利子補給金の交付を受けようとする者は、住宅金融公庫に対し地域優良分譲住宅に係る購入資金の借入申込を行った後速やかに、山梨県地域優良分譲住宅利子補給金申込書 (第 1 号様式、以下「申込書」という。) を知事に提出しなければならない。

2 知事は、申込書の提出があったときは、その内容を審査し、結果について山梨県地域優良分譲住宅利子補給決定通知書 (第 2 号様式) により、申込者に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請等)

第 9 条 利子補給決定の通知を受けた者は、上期に係る利子補給金については 9 月 30 日、また下期に係る利子補給金については 3 月 31 日までに山梨県地域優良分譲住宅利子補給金交付申請書 (第 3 号様式、以下「申請書」という。) を知事に提出しなければならない

い。

2 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給金交付の適否を決定するとともに、利子補給金の額を確定し山梨県地域優良分譲住宅利子補給金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

第10条 利子補給決定の通知を受けた者は、次の各号の一に該当する場合は、山梨県地域優良分譲住宅利子補給関係事項等変更報告書（第5号様式）により、当該事実等発生から10日以内に知事に報告しなければならない。

- (1) 住宅金融公庫に対し、借入金の償還を行わなかった場合
- (2) 住宅金融公庫に対し、借入金の繰上償還を行った場合
- (3) 氏名又は住所に変更があった場合

2 知事は次の各号の一に該当する場合は、利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- (1) 前項に規定する報告を正当な理由なく1ヶ月以上怠った場合
- (2) 地域優良分譲住宅の購入申込時から利子補給が終了するまでの間に提出した書類に虚偽があった場合
- (3) 山梨県住宅供給公社と購入者との間で締結した地域優良分譲住宅譲渡契約の条項に違反した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

山梨県地域特別分譲住宅利子補給金交付要綱は、平成4年度事業分利子補給事業が完了次第廃止する。

この要綱は、平成14年9月17日から施行する。